

★産前産後期間は国民年金保険料が免除になります

国民年金第1号被保険者の方が出産した場合、産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。免除となるに は届出が必要となりますので、お近くの年金事務所または市保険課(6番窓口)で手続きをお願いします。

※出産とは妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

【対 象 者】 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

【免除期間】 出産予定日または出産日が属する月の前月から翌々月までの4カ月間

(多胎妊娠の場合は3カ月前から翌々月までの6カ月間)

【届出時期】 出産予定日の6カ月前から受付 ※出産後でも可

【届出に必要なもの】 母子健康手帳、年金手帳

【Q&A】Q1. 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか?

- A1. 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。
- Q2. 保険料の免除を受けています。届出が必要ですか?
- A2. 産前産後免除期間は保険料納付済期間に算入されるため、産前産後期間免除の要件を満たしている 場合は法定免除または申請免除よりも優先されますので、届出をしてください。
- Q3. 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか?
- A3. 産前産後期間について、保険料は免除されますが付加保険料は納付することができます。

《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

·相 談 日 5月11日(火)·25日(火)

毎月第2・4 火曜日

- ・相談場所 市立市民学習センター 104 研修室
- ·相談時間 10:00 ~ 15:30
- ☆要予約 相談日の1カ月前から受付
- ※なお、定員に達した時点で受付は終了します。予約の際は、 お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

- ・相談日 5月27日(木) 毎月第4木曜日
- ·相談場所 浜田年金事務所
- ・相談時間 13:00 ~ 16:00

☆要予約 5月19日(水)までに予約

・予約方法 電話またはFAX ※代理可 (記載事項:住所、氏名、FAX番号、相談 内容、相談希望時間)

[年金相談の予約・問い合わせ先] 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 図 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明 書などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等) が必要です。(手続きによっては、金融機関への届出印や、実印が必要な場合があります。)

. Tanan kalan kala

※浜田年金事務所で相談される場合も、電話で予約しておくとスムーズに相談できます。

5月は消費者月間です

消費者月間統一テーマ

「"消費"で築く新しい日常」

令和3年度は、消費者一人ひとりが「新しい日 常」において、より良い消費行動について考え、社 会情勢の変化に適切に対応することができるきっ かけとなるような統一テーマを掲げています。

益田市消費生活センターでは、消費生活に関す るお困りごとについての相談をお受けしていま す。一人で悩まずに、お早めに消費生活センター にご相談ください。

【問い合わせ先】

益田市消費生活センター ☎ 22-2556 平日8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)

令和3年度 広告入り窓口封筒の募集

新たな財源確保と地域経済の活性化を目的とする益田市広告収 入事業の一環とし、市民課等で発行する証明書の配布用として、 企業等の広告入り窓口封筒の広告主等を募集します。

〈広告枠〉 市民課等で発行する証明書の配布用封筒

市が指定する大きさとする

〈広告内容〉「益田市広告収入事業広告掲載基準 | に基づく

格〉・角形2号封筒(相当と認められるものも可) 〈規

長形3号封筒(相当と認められるものも可)

〈紙 質〉古紙配合再生紙

〈提供枚数〉 1 業者における提供枚数の制限なし

(協議により決定)

〈設置期間〉 8月1日~令和4年7月31日

〈設置封筒〉 広告主等が作成

ページでご確認ください

※詳しくは、市ホーム

〈募集締切〉 5月21日金)

【問い合わせ先】市市民課 ☎ 31-0222